

岩手沿岸南部広域環境組合出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則

平成18年 4月21日 規則第5号

改正 平成19年 3月30日 規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第171条第1項の規定に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合（以下「組合」という。）の出納員その他の会計職員の職の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(出納員等の設置及び職務)

第2条 会計管理者の事務を補助させるため、出納員その他の会計職員を置く。

- 2 出納員は、会計管理者の権限に属する事務の一部の委任を受け、現金（有価証券を含む。）又は物品の出納及び保管に関する事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受け、その事務の一部をつかさどる。
- 3 その他の会計職員は、その所掌事務により、現金取扱員と物品取扱員に区分する。

(領収印)

第3条 管理者は、法第171条第4項の規定に基づく収納事務の委任の告示をした出納員及び現金取扱員に対し、領収印（様式）を交付する。

- 2 出納員及び現金取扱員は、現金を収納したときは領収証書欄に前項の領収印を押印しなければならない。

(領収印の返還)

第4条 出納員又は現金取扱員に交代があったときは、当該出納員又は現金取扱員は領収印を管理者に返還しなければならない。

- 2 前項の手続きは、出納員にあつては会計管理者を、現金取扱員にあつては出納員及び会計管理者を経なければならない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

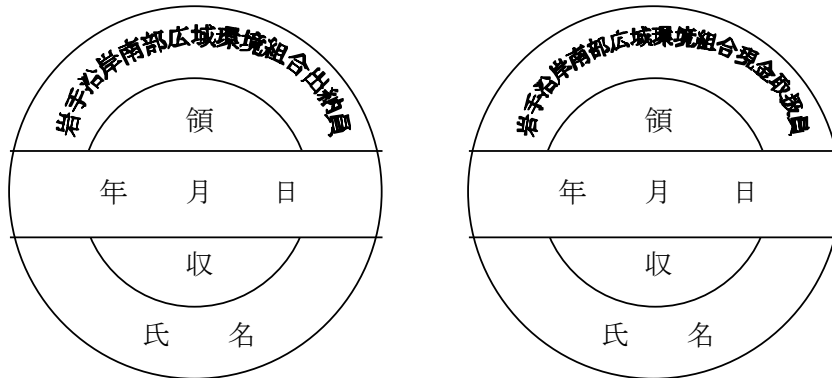
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式（第3条関係）



規格 直径30ミリメートル

材質 ゴム